

# 判例評釈：令和7年（行ケ）第10003号「ベッド」事件

知的財産高等裁判所 令和7年9月30日判決

Manus

## 1. はじめに

本件は、考案の名称を「ベッド」とする実用新案登録（第3213233号）の無効審判請求において、特許庁が新規性及び進歩性の欠如を理由に登録を無効とした審決（無効2024-400001号）に対し、実用新案権者である株式会社山善（原告）がその取消しを求めた事案である。知的財産高等裁判所第4部（増田稔裁判長）は令和7年9月30日、特許庁の審決における本件考案と引用考案との一致点・相違点の認定に誤りがあるとして、審決を取り消した。

本判決は、実用新案登録請求の範囲に記載された「支持脚」および「接続されている」という用語の解釈において、一般的な語義・JIS規格・考案の対象物品の性質をどのように参酌すべきかを示した点で、実務上重要な示唆を与えるものである。さらに、本件は無審査登録制度を採用する現行実用新案制度における権利の不安定性と、無効審判を通じた事後的な権利範囲確定の難しさを浮き彫りにしている。

本稿では、知財専門家を読者に想定し、本判決の意義と実務への影響について詳細に評釈するとともに、本件が実用新案制度全体に投げかける課題について制度論的観点から分析を加える。

## 2. 事案の概要

### 2.1. 本件実用新案登録の内容

本件実用新案登録は、平成 29 年 8 月 14 日（優先権主張日は同年 7 月 31 日、優先権主張国は中国）に出願され、同年 10 月 4 日に設定登録を受けた（請求項の数 10）。本件考案の技術的背景は、従来のベッドがベッドフレームとマットレスの別体式構造であるため大きな梱包体積を要し、長距離搬送に不便であったという課題にある。

本件考案 1（請求項 1）の要旨は以下の通りである。

マットレス本体及び前記マットレス本体に接続されている複数の支持板を有するマットレスと、  
前記支持板と着脱可能に接続されている複数の支持脚と、  
を備えるベッドであって、  
複数の前記支持板が、前記マットレスを前記支持板の配列方向に沿って巻き取ることができるように前記マットレス本体の一方の面に間隔を隔てて配列されていることを特徴とするベッド。

本件考案の核心的な技術的特徴は、マットレス本体の一方の面に間隔を隔てて配列された複数の支持板と、それに着脱可能に接続された複数の支持脚という構成にある。この構成により、搬送時にはマットレスと支持脚を分離し、マットレスをリール状に巻き取ることで梱包体積を大幅に低減できる。

### 2.2. 引用考案（甲 1 考案）の内容

特許庁が主引用例とした甲 1（国際公開第 2014/075789 号）は、スラットベース一体型ベッドマットレスに関する発明である。甲 1 考案の主要な構成は以下の通りである。

甲1考案の構成要素	本件考案1との対応関係（審決の認定）
ベッドマットレス1	マットレス本体
スラット3	支持板
バンド5	連結帯
ベッドフレーム8の両端部の支持脚	支持脚
側板に設けられたマットレス支持板	(補強板に相当)

甲1考案においては、ベッドマットレスの底部に固定されたスラット（本件考案の「支持板」に相当）が、バンドを介して側板のマットレス支持板で支持される構造となっている。また、ベッドマットレスはベッドフレームに挿入された状態で、ヘッドボード、フットボード、および2つの側板で四方を囲まれる構成となっている。

### 2.3. 特許庁の審決の内容

特許庁は、甲1考案における「ベッドフレーム8の長手方向の両端部に備えられた2つの支持脚」（ヘッドボードおよびフットボード）が、本件考案1の「複数の支持脚」に相当すると認定した。また、甲1考案におけるスラット3は、バンド5、マットレス支持板、および側板を介して、支持脚と間接的に接続されていると認定した。

さらに、本件考案5で「支持脚は補強板により支持板に接続されている」（間接的接続）と規定されていることとの整合性を根拠として、「接続されている」には直接・間接を問わず接続されていればよいと解釈した。その結果、本件考案1と甲1考案との間に相違点はないとして新規性欠如（実用新案法3条1項3号）を認定し、本件実用新案登録を無効とした。

### 3. 争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件考案1と甲1考案との対比における一致点・相違点の認定の適否、具体的には「支持脚」および「接続されている」という用語の解釈である。

争点	原告（実用新案権者）の主張	被告（無効審判請求人）の主張
「支持脚」の解釈	「脚」は柱状のものを意味し、板状のヘッドボード等は含まれない。JIS規格でも「脚」とヘッドボード等は区別されている。本件明細書の記載からも、ベッドフレームをなくすことで搬送を容易にすることが目的であり、支持脚は柱状であることが必要不可欠。	「脚」はベッド本体の下部で支えの用をなすもの、又は末に位置する部分の意味し、柱状だけでなく板状のものも含まれる。甲1考案のヘッドボード等はこの「脚」に該当する。
「接続されている」の解釈	離れないように物理的な措置が講じられている状態を指す。甲1考案のマットレスは単に置かれているだけであり、物理的にくっついて離れない状態にはない。	「接続」とは離れているものが単に接することも含む語であり、くっついて離れないことを意味しない。甲1考案は四方を囲まれて位置ずれしない状態であり、間接的に接続されている。

### 4. 裁判所の判断

知財高裁は、以下の通り判示し、特許庁の認定には誤りがあるとして審決を取り消した。

#### 4.1. 「支持脚」の解釈について

裁判所は、まず「脚」の一般的な語義として「形・位置などが動物の足に似ているもの」「物の下部にあり支えの用に供するもの」を確認した（甲11）。次に、住宅用普通ベッドに係る日本工業規格（JIS）において、ベッドの床面に接する柱状の部材の名称が「脚」と表示されており、板状の部材は「ヘッドボード」「フットボード」と表示されていることを認定した（甲12）。

これらを総合し、本件考案1における「支持脚」とは、マットレスの下部にあり、マットレスを支える柱状のものと解するのが相当であると判示した。したがって、甲1考案のヘッドボードおよびフットボードは板状の部材であり、本件考案1の「支持脚」を備えているとは認められないとした。

## 4.2. 「接続されている」の解釈について

裁判所は、「接続」の一般的な語義として「つなぐこと。つながること。」を確認し、「つなぐ」とは「糸・綱などで一か所に物を結びとめて離れないようにすること」「切れたり離れたりしているものを続け合わせる」ことを意味するとした（甲10の1、16）。

さらに、本件各考案がベッドに関するものであることに鑑み、「接続されている」とは、マットレスと部材、あるいは部材同士が、離れないように続け合わされている状態を意味すると解釈した。支持板を有するマットレスと、これを支える脚が「接続されている」と表現されている場合に、両者が離れないように対処され、ベッドとして一体の状態になっていることを意味すると解するのが自然であるとした。

甲1考案においては、ベッドマットレスがマットレス支持板の上に置かれているだけであり、マットレス支持板と離れないように続け合わされているものではないと認定した。被告は、ベッドフレームに差し込まれて四方を囲まれることで位置ずれしない状態になっていると主張したが、裁判所は、ベッドマットレスおよびベッドフレームの大きさについては特段開示がなく、密着して位置ずれしない状態になっていることは読み取れないとしてこれを斥けた。

## 4.3. 本件考案1と甲1考案との対比

上記の解釈に基づき、裁判所は以下の通り結論付けた。

甲1考案は、「支持脚」との構成を備えておらず、この点において、本件考案1と相違している。また仮に、甲1考案におけるヘッドボード及びフットボードが本件考案1の「支持脚」に相当すると解したとしても、これらは、支持板と「接続されている」との構成を備えていないから、本件考案1と相違している。

この判断は二段構えの論理となっており、「支持脚」の解釈が認められなかった場合（仮定的判断）においても、「接続されている」の解釈によって相違点が存在するという補完的な認定を行っている点が注目される。

---

## 5. 評釈と実務への示唆

### 5.1. クレーム用語解釈の方法論的位置付け

本判決の核心は、クレーム用語の解釈方法にある。特許法 70 条（実用新案法 26 条で準用）は、特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定められ、明細書の記載及び図面を考慮して用語の意義を解釈するものとする規定する。

本判決は、この原則に従いつつ、次の 3 つの解釈要素を組み合わせた手法を採用している。

**第一に、一般的な語義の確認**である。「脚」「接続」という用語について、辞書的な意味を出発点とした。**第二に、JIS 規格等の技術常識の参酌**である。住宅用普通ベッドに係る JIS 規格を参照し、当該技術分野における当業者の認識を確認した。**第三に、考案の対象物品の性質の考慮**である。本件考案がベッドに関するものであることを踏まえ、ベッドとして機能するために必要な構成要件の意味内容を実質的に解釈した。

この手法は、クレーム用語の解釈において、形式的・辞書的な意味のみに依拠するのではなく、技術的文脈に照らした実質的解釈を行うという、判例上確立された方法論と整合するものである。

### 5.2. JIS 規格を活用した技術常識の立証

本件において特に注目すべきは、**JIS 規格を証拠として活用した原告の訴訟戦略**である。「脚」という用語は日常語でもあり、広義には「支えとなるもの」全般を指

す可能性がある。被告はこの点を利用して、ヘッドボード等も「脚」に含まれると主張した。

これに対し、原告は JIS 規格（住宅用普通ベッド）を証拠として提出し、当該技術分野における「脚」と「ヘッドボード」「フットボード」の区別が明確であることを立証した。裁判所はこれを採用し、JIS 規格が当該技術分野における技術常識を示す客観的な証拠として機能することを認めた。

実務上の示唆として、クレームに用いられる用語が多義的である場合や、日常用語と専門用語の境界にある場合、JIS 規格・業界標準辞典・技術用語集などの客観的資料を証拠として早期に準備し提出することが、自らに有利な解釈を導く上で極めて有効である。特に、無効審判の審判段階から積極的にこれらの証拠を提出することで、審決段階での認定を有利に形成することが望ましい。

### 5.3. 「接続」という用語の解釈と明細書記載の関係

「接続されている」の解釈については、明細書の記載が必ずしも豊富ではなかった。本件明細書の段落 0028 には「支持板が連結帯によりマットレス本体に接続され、連結帯が接着又は縫製の方式によりマットレス本体に固定されてもよく、支持板が連結帯に接続され、支持板と連結帯との接続は、U型釘で接続されてもよい」との記載があるのみであり、「接続」の定義が明示されているわけではない。

裁判所は、この明細書の記載を直接参酌するのではなく、**考案の対象物品（ベッド）の性質**から「接続されている」の意味内容を導き出した。すなわち、ベッドとして機能するためには、マットレスを支持する部材同士が離れないように固定されていることが必要であるという技術的常識に基づき、「単に接しているだけ」の状態は「接続されている」に含まれないと解釈した。

この解釈手法は、明細書に用語の定義が明記されていない場合でも、**当業者が物品の通常の使用状態を想定すれば自ずと導かれる解釈を採用する**という実質的アプローチを示すものである。

一方、ユニアス国際特許事務所のコメントが指摘するように、「着脱可能に接続」については判決中で明示的に判断されていない点は残された課題である。「接続」が「離れないように続け合わされている状態」を意味するとすれば、「着脱可能に

接続」という表現は一見矛盾するようにも見えるが、着脱可能な固定手段（例えばスナップ、ボルト等）による接続を意味すると解すれば矛盾はない。この点については、今後の審判手続において更に議論が深まることが予想される。

#### 5.4. 審決における一致点認定の問題点

本件審決の問題点は、引用例の構成を本件考案に引き寄せるために、用語の意義を不合理に拡張した点にある。具体的には、以下の2点が問題であった。

第一に、「支持脚」の認定において、板状のヘッドボード等を柱状の「脚」と同視したことである。JIS規格上明確に区別されている部材を同一視することは、当業者の技術常識に反する。

第二に、「接続されている」の認定において、マットレスが単にフレーム上に置かれているだけの状態を「間接的な接続」と認定したことである。審決は、スラット→バンド→マットレス支持板→側板→支持脚という連鎖的な接触関係をもって「間接的な接続」と認定したが、これは「接続」という用語の通常の意味から大きく逸脱するものである。

このような審決の認定は、無効審判における引用例との対比において、一致点を過度に広く認定することで相違点を消去する手法の典型例といえる。知財高裁がこれを厳格に是正したことは、クレーム解釈の適正化という観点から高く評価できる。

---

## 6. 本判決が実用新案制度に与える影響と制度論的課題

本件は、単なるクレーム解釈の事例にとどまらず、平成5年（1993年）の法改正により導入された無審査登録制度（実用新案法14条）の構造的課題を浮き彫りにしている。本判決を契機として、実用新案制度の現状と課題について以下の通り分析する。

## 6.1. 無審査登録制度における「用語の曖昧さ」の事後的顕在化

特許制度においては、出願から登録に至る実体審査の過程で、審査官からの拒絶理由通知（特許法 50 条）に対する意見書・手続補正書の提出を通じて、クレーム用語の意義が明確化され、技術的範囲が絞り込まれる。これに対し、実用新案制度では基礎的要件（産業上利用可能性や物品の形状等）のみが審査され、新規性・進歩性等の実体審査を経ずに登録される [1]。

本件で争点となった「支持脚」や「接続」といった日常用語は、もし特許出願であれば、審査段階で先行技術との対比を通じてその意味内容がより厳密に定義づけられていた可能性が高い。しかし、無審査で登録された本件実用新案においては、登録から約 7 年後に提起された無効審判の段階で初めて、これらの用語の技術的意義が本格的に争われることとなった。

本判決は、実体審査を経ない制度の下では、クレームの記載が必ずしも精緻に練り上げられていない場合があり、事後的な紛争において用語の解釈が致命的な争点となりやすいという実用新案特有のリスクを示している。

## 6.2. 技術評価書制度の限界と権利の不安定性

実用新案権者は、権利行使に先立って特許庁が作成する「実用新案技術評価書」を提示して警告しなければならない（実用新案法 29 条の 2）。また、権利行使後に登録が無効となった場合、権利者は無過失を立証しない限り損害賠償責任を負う（同法 29 条の 3） [2]。

特許庁の統計によれば、2024 年の実用新案登録出願件数は 4,655 件であるのに対し、技術評価書の作成件数はわずか 201 件（出願件数の約 4.3%）にとどまっている [3]。これは、圧倒的多数の実用新案権が、その有効性（新規性・進歩性等）について公的な評価を一度も受けることなく存続していることを意味する。

本件のように、特許庁の無効審判段階（審決）と知財高裁の取消訴訟段階（判決）で、クレーム用語の解釈や一致点・相違点の認定が 180 度覆る事態は、実用新案権の有効性判断がいかに困難で不安定なものであるかを示している。権利者にとって、技術評価書で肯定的な評価を得たとしても、最終的な無効審判や侵害訴訟において権利が維持される保証はなく、権利行使には常に高いリスクが伴う。

### 6.3. 進歩性基準「きわめて容易」の形骸化懸念

実用新案法3条2項は、進歩性の要件について「きわめて容易に考案をすることができたとき」は登録を受けることができないと規定しており、特許法29条2項の「容易に発明をすることができたとき」よりもハードルを低く設定している[2]。これは、実用新案が「小発明」を保護するという制度趣旨に基づく。

しかし、実務上、特許の「容易」と実用新案の「きわめて容易」の間に明確な定量的・定性的な境界線を引くことは極めて困難であるとの指摘が学説上もなされている[4]。本件審決が取り消され、特許庁に差し戻された後の審判手続においては、甲1考案との相違点（「支持脚」の形状、「接続」の態様）を前提とした進歩性判断が改めて行われることになる。

その際、特許庁が「きわめて容易」という実用新案特有の低い進歩性基準をどのように適用し、特許の進歩性判断とどのような差異を設けるかが注目される。もし両者の判断基準に実質的な違いが見出せなければ、実用新案制度の独自の存在意義（小発明の保護）が問われることになろう。

### 6.4. 実務的対応：明細書作成時の「自衛的定義」の重要性

本判決および実用新案制度の現状を踏まえると、実用新案登録出願を行う際の実務的対応として、以下の点が極めて重要となる。

- 1 **明細書における用語の自衛的定義**：審査官との対話（拒絶理由通知への応答）を通じてクレームを補正する機会がないため、出願段階でクレーム用語の定義を明細書中に可能な限り具体的に記載しておく必要がある。本件の「接続」のように解釈の余地を残すことは避けるべきである。
- 2 **客観的基準（JIS規格等）への準拠**：本判決が示した通り、JIS規格等の客観的基準は用語解釈において強力な証拠となる。出願段階から、当該技術分野のJIS規格や業界標準用語集を参照し、それに合致した用語を選択することが望ましい。
- 3 **考案の目的と構成の論理的結合**：本件では「ベッドフレームをなくして搬送を容易にする」という目的が、「支持脚」が柱状であることの根拠として機能した。明細書において、考案の目的・効果と、それを実現するための各構

成要件（用語）との論理的な結びつきを明確に記述することが、事後的な有利な解釈を引き出す鍵となる。

---

## 7. おわりに

本判決は、実用新案登録の無効審判におけるクレーム解釈のあり方について、JIS規格の参酌や物品の性質を考慮した実質的解釈の重要性を示した実務上参考になる事例である。

同時に本件は、無審査登録制度の下で生み出される実用新案権が内包する「用語の曖昧さ」と「権利の不安定性」という構造的課題を浮き彫りにした。特許庁の審決と知財高裁の判決で認定が大きく分かれた事実は、実体審査を経ない権利の有効性判断の難しさを示している。

実務家は、本判決の教訓を活かし、実用新案出願においては特許出願以上に「出願段階での用語の厳密な定義」と「客観的基準への準拠」に留意し、事後的な無効審判リスクに備えた自衛的な明細書作成を心掛ける必要がある。差し戻し後の特許庁における進歩性（きわめて容易）の判断を含め、本件の今後の展開が引き続き注目される。

---

## 参考文献

番号	文献
[1]	知的財産高等裁判所 令和7年9月30日判決（令和7年（行ケ）第10003号）、裁判所ウェブサイト

番号	文献
[2]	実用新案法第3条（新規性・進歩性）、第14条（無審査登録）、第26条（特許法の準用）、第29条の2（技術評価書提示義務）、第29条の3（損害賠償責任）、第37条（無効審判）
[3]	特許庁編『特許行政年次報告書 2025年版』第2部 詳細な統計情報、2025年
[4]	申尚勤「実用新案制度の新たな枠組みの検討—特許権との差別化に関する考察」パテント Vol.73 No.5、2020年
[5]	ユニアス国際特許事務所「ベッド審決取消請求事件 知財レポート」、令和8年
[6]	弁理士法人創英「実用新案令和7年（行ケ）第10003号「ベッド」」、令和7年